

「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」に対する意見提出について

2026年6月8日

一般社団法人資産運用業協会

法務省から2026年4月2日に公表されました「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」に対して、添付のとおり、意見書を提出いたしましたので、お知らせいたします。

以上

提出者名	一般社団法人 資産運用業協会	2026年5月21日提出
------	----------------	--------------

1.

項目	全体について
意見	今回の中間試案には、株主権後退につながりかねないような改正項目が多く提案されている。企業価値の向上のために、全体としてガバナンスの後退につながらないように、投資家、特に海外投資家に対し投資行動にネガティブな影響を与えないよう留意いただきたい。

2.

項目	第1部第1の1（株式の無償交付の対象範囲の見直し 制度の具体的な枠組み）について
意見	<p>使用人等に対する株式の無償交付は、使用人等に対するインセンティブ付与により企業価値を上昇させるというメリットがある一方、株式の希釈化により既存株主の利益が害されるおそれというデメリットもある。そのため、株主自身がその是非を判断できるよう、取締役会の決議のみで足りるA案ではなく、株主総会の決議を要件とするB案に賛成する。</p> <p>A案における有利発行に該当しないとする論拠は、労働意欲の向上という便益と株式の価値という対価が等価と考えられるためだと思われるが、両者を比較することは困難であり、常に有利発行に該当する余地が残る。</p> <p>その上で、「子会社の役員及び使用人」については、子会社の少数株主の利益を害するおそれがあるため、連結子会社に限定すべきである。また、監査役及び会計参与については、インセンティブを付与する対象者として相応しくない。</p>

3.

項目	第1部第2（株式交付制度の見直し）について
意見	<p>「株式交付の対象となる場面（第1部第2の1）」について、子会社の株式を追加取得する場合を株式交付の対象とすることに関し、「子会社の株式を所定の割合（総株主の議決権の3分の2、10分の9又は全部とすることを想定している。）まで追加取得する場合」とする【B案】イに賛成する。</p> <p>組織再編行為の該当性を論点とすると、保有比率が会社法上で意味のある閾値を超える場合を株式交付の対象とする【B案】イが合理的である。</p> <p>「株式交付の手続（第1部第2の3）」について、「株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権」に関し、「株式買取請求権を認めないものとする考え方もある（注2）」としているが、株式交付制度が活用されることの重要性は理解するものの、株式交付の対価が不当である場合の救済策として、株式買取請求権は必要である。また、株式市場における売却が可能であるものの、需給の悪化により株価が下落するリスクがある。そのため、株式買取請求権を認めている現行法を改正すべきではない。株式買取請求権の撤廃は、株主権の制限につながりかねないため、少数株主の利益保護の取組みや取締役会の責任の厳格化といった公正性担保措置の充実の議論なしに、株式買取請求権を撤廃することには反対する。</p>

4.

項目	第2部第1（バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会）について
意見	<p>「バーチャルオンリー株主総会の実施要件（第1の1）」については、「定款の定め（第1の1(1)）」を実施要件とする中間試案に賛成する。</p> <p>会社法にバーチャルオンリー株主総会に関する規律を設ける観点から、産業競争力強化法の規律を参考としつつ行政機関の関与を前提とはせずに、実施要件を始めとする各種の規律を設けることに賛成する。これまでに産業競争力強化法に基づいてバーチャルオンリー株主総会の開催を可能とする定款変更を行った会社が479社に上っており、実務上のニーズが存在する。株主の権利尊重のため、株主総会の特別決議による定款変更を必要とすることにより株主総会のメンバーである株主自身の意思を問うプロセスを経ることで許容されるものである。また、バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等、必要とされる各種の規律を設けることは望ましい。</p> <p>「バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等（第1の2）」については、株主総会の議事の適正性を事後的に検証することを可能にするため、「通信記録等の作成及び保存（第1の2(3)）」及び「通信記録等の閲覧又は謄写（第1の2(4)）」を求める中間試案に賛成する。なお、通信記録等の保存期間については、慎重な議論が必要である。</p> <p>当協会の会員の中には、</p> <p>① 「株主総会への参加は全ての株主に与えられるべき重要な権利であり、通信の利用が困難な株主の中には機器自体を使いこなせないデジタルデバイドである株主も存在し、これらの株主の権利も等しく尊重されるべきであり、原則としてハイブリッド型総会を基本とすべきである。そのため、実施要件として、「場所の定めのある株主総会の開催請求権（第1の5）」を認めること、「通信の方法として電話を定めること（第1の1(2)イ）」を必須要件とすべき、</p> <p>② 「バーチャルオンリー形式については、総会の場合でのエンゲージメント機能が低下しかねない懸念があり、感染症や大規模災害等のやむを得ない事情がある場合に限って例外的に許容されるべきである。さらにそのような際であっても、リアルタイムでの質問の機会の確保、（他の株主による質問に関する）追いつき質問の機会の確保、通信記録の公開、通信環境の整備等のセーフハーバー要件を満たすこと、並びに、当該形式を採用する合理的理由についての開示などが不可欠である。開示内容については、「第1の2(3)（注1）」に記載の4項目は必要最低限の内容であり、これら4項目は開示されるべきである。そのため、平時においては、原則としてハイブリッド又は対面形式を維持すべきである」</p> <p>とする意見もあった。</p>

5.

項目	第2部第2の1（実質株主確認制度 株式会社から実質株主を確認する制度）について
意見	<p>「株式会社から実質株主を確認する制度」の趣旨を「株式会社と株主との間の建設的な対話の促進（第2の1(1)）」に求め、「実効性を確保するための規律」として、サンクションを議決権の停止ではなく、「故意・重過失がある場合に限って過料の制裁の対象とする（第2の1(1)）オ」中間試案に基本的には賛成する。ただし、新たな制度を設けることにより、仲介機関や実質株主に対しコストが発生するため、適切な制度設計が望まれる。</p> <p>その上で、「実質株主の意義（第2の1(1)ア）」について、実質株主を指図権者とする中間試案に賛成する。なお、指図権者の範囲については、アセットオーナーが運用機関に指図権を委任しているときは、運用機関のみが指図権者として開示されれば足りると考える。また、「確認の基準時」については、運用機関の投資行動が推察されないよう頻回の確認を認めるべきではない。なお、株式会社が得た実質株主に関する情報については、外部に伝達することを禁止すべきである。</p> <p>一方、「転送期限及び情報提供期限（第2の1(1)イ及びウ）」については、実務家の意見を踏まえて検討すべきである。</p> <p>また、実質株主確認制度の創設の趣旨は、企業と実質株主との間の建設的な対話に資することであるため、「実質株主による株主総会への代理出席及び議決権の代理行使（第2の1(2)）」については、実質株主側の権利についても認める中間試案に賛成である。</p> <p>当協会の会員の中には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「株主提案権の行使（第2の1(2)）（注7）②」を認めるべき、損害賠償請求の原告になることを認めることも検討すべき」、 ② 「実質株主側の権利については、実務上のリソース制約や、網羅的な出席の困難性を踏まえ、任意の取扱いに留めるべき」 ③ 「仲介機関である名義株主が、第2の1(1)ウの規定により上場会社に情報が提供されたその指図権者」に限らず、全ての実質株主について当該権利を認めるべき」 <p>とする意見もあった。</p> <p>なお、今回の法改正では、違反時には、過料が発生する可能性があるため、法改正後の市場関係者への周知徹底活動、十分な移行期間の設置をお願いしたい。</p>

項目	第2部第2の2（実質株主確認制度 株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度）について
意見	<p>投資家の実務上の負担を考慮して、「通知義務の範囲（第2の2(1)）」を、金商法に基づく大量保有報告制度における報告義務の範囲と基本的に同一のものとし、「金商法の規定による内閣総理大臣への提出をもって代えることができる（第2の2(4)）」とすることに賛成する。また、事務過誤を防ぐためにも、金商法に基づく大量保有報告制度と同一にすべきである。</p> <p>その上で、議決権停止は株主権の剥奪であってそのプロセスは慎重を期すべきであり、また、恣意的かつ濫用的な議決権停止を避けるために、中間試案のように、虚偽の記載については「重要な事項（第2の2(5)）」に限定し、議決権停止通知は「違反の内容を明らかにし（第2の2(6)）」、「取締役会の決議によらなければならない（第2の2(7)）」とすることに賛成する。一方、「議決権停止の対象となる違反の範囲（注2）」は、実質株主の故意・重過失によるものに限定し、単なる事務過誤は除外すべきである。また、同様に、みなし共同保有者の保有分に起因する違反についても除外すべきである。</p> <p>機関投資家は、受託者として投資先企業の持続的な成長に資するよう議決権行使を適切に行うという義務を負っており、これを安易に制限することは、日本の資本市場の発展・産業立国の実現に逆行するような動きになりかねないことに留意すべきである。</p> <p>当協会の会員の中には、</p> <p>①「議決権停止を理由に株主総会決議を遡って無効にできると、株主総会自治に混乱が発生するため、遡って議決権停止を行えないよう明記すべき」、</p> <p>②「会社法上の対応を新たに求めるものではない、第2の2(4)に賛成する」とする意見もあった。</p> <p>なお、金商法の大量保有報告者制度に関することであるが、金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」報告（令和5（2023）年12月25日公表）では、「一定の資本関係がある場合には、例えば、資産運用会社とその親会社である金融持株会社（及びその子会社）について、これらの者が別個独立に議決権行使等に関する判断を行う体制が整備されているか否か等を考慮した上で、当局の承認を得ること等によって共同保有者から除外される制度とする」ことが課題として挙げられていた。このように、議決権行使が別個の判断で行われる場合には、円滑な対話促進のためにも共同保有者とすべきではない。</p>

項目	第2部第4の1（「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し 事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化）について
意見	<p>事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化については、A案、B案のいずれによっても、総会運営や質疑の形骸化・空洞化に繋がりにかねず、少数株主の権利を侵害する可能性が否定できない。また、補足説明82ページ（注）にあるように国際的に例のない規律を導入することにより、日本の企業統治改革の後退との認識が国際的に広がり、結果として資本コストの上昇による企業価値の低迷リスクを考慮すると、株主軽視と見られないように十分な配慮が必要である。</p> <p>ただ、A案においては、定款の定めを必須としており、株主の意思を反映できる点で、B案に対し、より選びうる選択肢であるが、取締役の説明義務が十分に果たされなくなる懸念がある点に留意すべきである。A案においては、当日の審議を通じて他の株主の意見を聞いた上で判断することができないというデメリットはあるものの、アクティビストによるキャンペーンなど総会外で様々な情報や意見が発信されており、他の株主の意見を踏まえた上で判断できる環境は整っており、このようなデメリットは限定的である。一方、機関投資家のように株主総会に出席できない実質株主にとって、修正動議のような事前行使する株主を無視した行為を防止できるメリットは大きい。</p> <p>なお、株式会社のガバナンスには、株主が直接ガバナンスを効かせる部分と、取締役会にガバナンスを委任する部分があるが、本件は後者に重きを置くものであり、定款変更だけでなく、社外取締役を過半数とするなど、取締役会の構成について一定の条件を課すことも選択肢である。</p> <p>当協会の会員の中には、</p> <p>「株主総会は決議手続にとどまらず、総会でのエンゲージメント機能も重要であることから、最終的な決議はあくまでも当日になされる形式を維持すべき。当日決議の原則を担保するために、事前行使内容の修正が可能であるなど、当日の質疑が実質的に意味を持ち得る制度設計を確保することが重要である。また、事前行使が中心となる場合においては、問題提起の可視性を担保する観点から、事前質問については採否にかかわらず、全内容の事前も含めた開示、回答する質問を選別するのであれば、その選定基準を開示することが重要だと考える」とする意見もあった。</p>

項目	第2部第4の4（「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し キャッシュ・アウトの手続の見直し）について
意見	<p>本件については、会員意見が分かれたため、両論を併記する（以下の①及び②）。</p> <p>① 【A案】に賛成する意見</p> <p>現状では、賛否結果が事実上決定しているにもかかわらず、臨時株主総会を開催する必要があり、完全に形骸化しているため、株式等売渡請求をすることができる「特別支配株主」に該当する者について、「【A案】総株主の議決権の10分の9以上を有している者に加え、金商法第27条の2第6項に規定する公開買付け（マジョリティ・オブ・マイノリティ（MoM）条件の設定を含む一般株主の利益の確保のための公正な手続がとられたものに限る。）により総株主の議決権の3分の2以上を有することとなった者を含める」に賛成する。</p> <p>当協会の会員の中には、</p> <p>「MoM条件の設定に加え、社外取締役が過半数であることを必須要件とすることを条件に賛成する。株主総会における少数株主の意思表示の機会がなくなるものの、MoM条件を満たさないTOBを減らす効果が期待される。但し、MoMの恣意的な判断を避ける必要があり、適切な企業統治の形態を要件とするのが合理的である」とする意見もあった。</p> <p>なお、日本でMoM条件を満たさないTOBが多い原因をパッシブ運用の株主が応募しないことに求める主張が聞かれるが、これは合理性を欠く主張である。買収者と利害関係のない少数株主（マイノリティ＝分母）の中でパッシブ株主（分子）の比率が高いのは分子が多いためではなく、分母が少ないためである。一例として挙げられるのが、他社を買収する際に段階的に株式を取得して保有比率を高め、最後に完全子会社化のためのTOBを実施するという日本独特の慣行である（諸外国であれば初めから100%を取得して完全子会社化するのが通例である。）。この過程で買収先の企業が持ち分法適用会社や子会社となり、少数株主の持ち分が減ってその中におけるパッシブ株主の割合が上昇するため、最後のTOBでMoM条件を満たすのが難しくなる。持ち分法適用会社や子会社における少数株主の利益保護の問題も指摘される中、このような慣行をなくすためにもA案が適切である。</p> <p>② 【B案】に賛成する意見</p> <p>株式等売渡請求をすることができる「特別支配株主」に該当する者について、「【B案】現行法の規律の見直しをしない（総株主の議決権の10分の9以上）」に賛成する。</p> <p>その上で、株式非公開化となる公開買付けにおいて、少数株主の権利が損なわれる場合が散見される実情に鑑み、公正性を確保するために、公開買付の成立条件にMoM条件を課すべきである。</p>

項目	第2部第5の1（株主提案権に関する規律の見直し 株主提案権の議決権数の要件の見直し）について
意見	<p>本件については、会員意見が分かれたため、両論を併記する（以下の①及び②）。</p> <p>① 【A案】に賛成する意見 取締役会設置会社における株主の株主提案権の行使要件のうち議決権数の要件（300個以上の議決権）に関し、「【A案】議決権数の要件を廃止する」に賛成する。</p> <p>株式会社という仕組み上、株式保有比率により負うべき責任および権利が異なることは当然であり、株主提案する側にもそれに足る相応の責任（株式保有比率）を負わせるべきである。</p> <p>② 【B案】に賛成する意見 取締役会設置会社における株主の株主提案権の行使要件のうち議決権数の要件に関し、「【B案】「300個という議決権数の要件を一定の個数まで引き上げる」に賛成する。</p> <p>株主提案権は、株主の基本的権利であり、その権限縮小には、慎重になるべきであるが、株主層の拡大のために、投資単位の引き下げが推奨されている中、株主の株主提案権の行使要件のうち、議決権数の要件を300個以上の議決権とする要件を検証することは必要である。一方で、企業の長期的なリスク低減や企業価値向上に資する、サステナビリティに関する開示を求める株主提案などが過去に提出され、その中には20%以上の賛成を得られた議案も多い。妥当な個数については、市場関係者の意見も聞いた上で、決めていただきたい。</p> <p>従前は監督と執行が分離されていなかったために経営に対する監督機能が脆弱で、株主が直接的に経営陣を監督できるようにしておく必要がある株主提案権も広く認められていたと考えられる。今日では（十分とは言えないまでも）監督と執行の分離が一定程度進み、監督機能を取締役に任せることのできる環境が整備されつつある。一方で、議決権数の要件を満たした株主から企業価値と無関係な株主提案が乱発されている現状は目に余る。株主提案権の後退との指摘もあるものの、監督と執行の分離が一定程度進んだ企業については株主提案権を抑制することが合理的である。なお、議決権数の要件を廃止するA案は行き過ぎであり、反対する。</p> <p>補足説明に記載された調査研究によれば、議決権保有割合1%未満の株主による提案については提案株主以外の株主の賛成率の平均値が7.9%と、議決権保有割合1%以上の株主による提案の賛成率の平均値21.9%より低かったこと、議決権行使保有割合1%未満の株主の提案のうち76.9%は総株主の議決権の10%以上の賛成</p>

	<p>を得られていないことから、外国の法制度も踏まえ株主提案権の濫用的な行使を抑制する観点から見直しが必要と考える。また、東京証券取引所による投資単位の引下げ要請が始まった平成2年時点で投資単位が100万円以上の会社が77%以上を占めていたが、令和7年9月末時点で全上場会社3,778社のうち投資単位100万円以上の会社は45社（約1.2%）であるという環境の変化も踏まえ、300個という議決権数要件を一定の個数まで引き上げるほうが望ましい。仮に議決権数の要件を廃止した場合には、株主の権利行使の機会を大きく制限してしまう可能性があることには留意する必要がある。</p> <p>当協会の会員の中には、</p> <p>①「B案に賛成するとともに、指名委員会等設置会社に移行する、社外取締役を過半数とするなど、企業統治について一定の要件を設けることを提案する」、</p> <p>②「株主総会のエンゲージメントの場としての機能低減につながりかねず、仮に「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直しにおいて株主総会のエンゲージメントの場としての機能低減につながりかねない改定が行われるとした場合には、株主提案権の基準引き上げには極めて慎重であるべき」とする意見もあった。</p>
--	---

10.

項目	第2部第5の2（株主提案権に関する規律の見直し 株主提案権の行使期限の見直し）について
意見	<p>株主提案権の行使期限（株主総会の日から8週間前まで）について、「【A案】「8週間」の期間を延長する（10週間程度を想定している。）」に賛成する。</p> <p>招集通知の開示が総会の4週間前が標準になる中、慎重な審議を可能にするためにも、株主提案権の行使期限の前倒しは必要である。株主提案は、重要性を増しており、会社提案同様、議決行使判断を行うにあたり、十分な時間と情報が必要となる。「【B案】株主総会の日から3か月前」では、あまりに株主提案側の負担が重くなり、株主提案を阻害する可能性もある。</p>

項目	第3部第1の1（指名委員会等設置会社制度の見直し 指名委員会等の権限の見直し）について
意見	<p>本件については、会員意見が分かれたため、両論を併記する（以下の①及び②）。</p> <p>① 【A案】に賛成する意見</p> <p>「指名委員会等の権限の見直し（第3部第1の1(1)）」については、「指名委員会等設置会社において、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合には、取締役の選任及び解任に関する議案の内容についての指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更することができる旨の規律を設ける」A案に賛成する。</p> <p>指名委員会等設置会社制度を採用する会社やグローバルに競争力を有する大企業は、取締役会の過半数を独立社外取締役で構成することを目指すべきである。取締役会の独立性は、特に指名委員会等設置会社においては重要である。海外投資家を含め国内外機関投資家の、指名委員会設置会社への移行を望む声が高まる中、移行の進捗は遅い。取締役会の独立性が向上した現状を踏まえ、取締役会の監督機能を尊重する余地を広げるA案は合理的である。A案により、取締役会の過半数独立を一層促進し、指名委員会等設置会社への移行を容易にすることになる。</p> <p>また、報酬委員会の権限（第3部第1の1(2)）についても、「【A案】指名委員会と同様の規律を設ける」に賛成する。</p> <p>会員の中には、</p> <p>「委員会権限が強すぎることを理由に指名委員会等設置会社への移行をためらう会社は存在するが、独立社外取締役が過半数を占める取締役会であれば監督体制確保を理由に委員会決定内容の変更を許容でき、過半数が独立社外取締役であるべき」とする意見もあった。</p> <p>② 【B案】に賛成する意見</p> <p>指名委員会等の権限の見直しについては、「【B案】現行法の規律の見直しをしない」に賛成する。</p> <p>およそ9割の企業が法定または任意の指名委員会を設置し形式整備は進んでいるが、任意の指名委員会を実質的に機能させていくことが優先課題である。独立社外取締役が過半数であれば、モニタリング機能が発揮されうる外形的要件は整うが、取締役会のモニタリング機能の実質強化とセットで指名委員会等の権限見直し（育成・選定への能動的関与等）が必要である。最終的には取締役会が取締役の選任・解任の責任を負うべきと考えるが、①独立性の高いコーポレートセクレタリー設置による独立社外取締役の社内情報アクセス改善（執行側との情報格差解消）、②取締役会議長を独立社外取締役とすることによる取締役会の独立性向</p>

	<p>上、③社外取締役の兼職数制限による取締役会での役割発揮強化など、取締役会がモニタリング・モデルへ実質的に移行する上での課題解消状況を踏まえ、慎重に議論する必要がある。</p> <p>また、当協会の会員の中には、</p> <p>①「中長期的な将来的な見直しとして、監査等委員会設置会社などから、指名委員会等設置会社への移行を促進する施策もご検討願いたい」、</p> <p>②「現在の日本の機関形態のあり方は国際的にみて分かりづらく、結果として資本コストの上昇を招いているため、国際的に支持されているモニタリング・モデルに統一し、取締役会の過半数を独立社外取締役とするべきである。会社法上の社外取締役は国際的に通用せず、独立社外取締役を置くことを求めるべき」、</p> <p>③「モニタリング・モデルを志向する会社のための機関形態の在り方について一般的な見直しの議論も必要である」とする意見もあった。</p>
--	---

12.

<p>項目</p>	<p>第3部第1の2（指名委員会等設置会社制度の見直し 監査委員会の権限等の見直し）について</p>
<p>意見</p>	<p>「指名委員会等設置会社の取締役のうち、執行役を兼ねている取締役及び業務執行取締役は、監査委員会の議事録の閲覧又は謄写をすることができない（第1の2(1)）」とする中間試案に基本的に賛成する。</p> <p>監査役会設置会社や監査等委員会設置会社とは異なり、指名委員会等設置会社においては、取締役は、監査委員会の議事録を閲覧又は謄写をすることができるが、このことにより、業務を執行する取締役に対する監査の独立性・実効性を損なうおそれがある。</p> <p>その上で、執行役を兼ねていない社内取締役は元社長や創業家出身者のように偏った利害を持ち、業務執行者に対して非公式な影響力を持つことが多いため、議事録の閲覧が適切でないケースは十分に想定し得るため、第1の2(1)(注)②のように、監査委員でない取締役のうち社外取締役以外の取締役も同様にすべきである。</p> <p>また、監査役会設置会社や監査等委員会設置会社とは異なり、指名委員会等設置会社においては、取締役会は、監査委員会の委員を選定し、いつでも解職することができるが、このことにより、監査の独立性・実効性を損なうおそれがある。そのため、中間試案に記載されている「監査委員等の選定及び解職手続（第1の2(2)）」に賛成する。</p>

項目	第3部第3（事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化）について
意見	<p>有価証券報告書は、投資家にとって、建設的な対話及び議決権行使に必要な情報を一覽できる重要な開示書類であり、株主総会前の早期開示が望まれる。そのため、中間試案に掲げる「事業報告等及び有価証券報告書の一本化（第3の1）」及び「会計監査の一元化（第3の2）」による、発行会社の事務負担の軽減・有価証券報告書の早期開示の促進に賛成する。</p> <p>なお、開示事項の縮小になる場合には慎重な議論が必要である。</p> <p>当協会の会員の中には、</p> <p>①「グローバルでも、「事業報告」と「有価証券報告書」といった年次報告書を年に2回提出している国は、日本だけであり、今回の見直しに賛同したい。合理化に伴い、企業の有価証券報告書の一段の充実に期待したい。」、</p> <p>②「今回の見直しのきっかけのひとつは、株主総会前開示の実現であると考えますが、併せて、上場企業については、株主総会前開示の義務化を定めることも検討すべきと考える。先進国で、有価証券報告書の総会前開示を実現できていない国は、日本だけであり、会社法に定める妥当性はある」とする意見もあった。</p>

以上